

第 4 号 (令和 2 年 3 月 2 5 日)

会 議 録

定 例 会

(再開)

令和2年3月井手町議会（定例会）会議録（第4号）

招集年月日

令和2年3月25日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和2年3月25日午前 9時59分 議長 岡田久雄

閉会 令和2年3月25日午前10時55分 議長 岡田久雄

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4番	西島	寛道	9番	谷田	みさお
----	----	----	----	----	-----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎	裕美	議会書記	坂井	幸一郎
議会書記	梶田	篤志	議会書記	仁木	崇

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見	明男	副町長	中谷	浩三
----	----	----	-----	----	----

参	与	島田 智雄	教 育 長	松田 定
理事兼総務課長事務取扱		脇本 和弘	理事兼地域創生推進室長事務取扱	眞木 伸浩
理事兼建設課長事務取扱		西田 哲弥	理事兼上下水道課長事務取扱	中島 一也
学校教育課長・ 自然休養村管理センター館長兼務		高江 裕之	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長		乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長		中坊 玲子	保 健 医 療 課 長	中谷 誠
高 齢 福 祉 課 長		寺井 佳孝	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小山 烈
産 業 環 境 課 長		菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長		西島 豊広	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	木田 ゆかり
社会教育課長・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務		平間 克則	学校給食センター所長	奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和2年3月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第4号〕

令和2年3月25日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 井手町一般職の任期付職員を採用等に関する条例制定の件
- 第3 議案第2号 井手町森林整備等基金条例制定の件
- 第4 議案第14号 令和2年度井手町一般会計予算
- 第5 議案第15号 令和2年度井手町国民健康保険特別会計予算
- 第6 議案第16号 令和2年度井手町水道事業会計予算
- 第7 議案第17号 令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算
- 第8 議案第18号 令和2年度井手町後期高齢者医療特別会計予算
- 第9 議案第19号 令和2年度井手町介護保険特別会計予算
- 第10 議案第20号 令和2年度井手町公共下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第21号 令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算
- 第12 議案第22号 令和元年度井手町一般会計補正予算（第6回）
- 第13 発議第1号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書
- 第14 議員派遣の件
- 第15 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（岡田久雄） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

町長より、議案第22号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第6回）
が追加提案として提出されております。また、中坊 陽議員より、発議第1
号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書が提出されておりますの
で、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項として組み入れてお
きましたので、よろしく審議願います。

ただいまから令和2年3月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議
を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、西島寛道
議員、9番、谷田みさお議員を指名します。

日程第2、議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
制定の件を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田利一総務文教常任委員会委員長。

3番（谷田利一） 3番、谷田利一です。

ただいま議題となっております議案第1号、井手町一般職の任期付職員の
採用等に関する条例制定の件につきまして、総務文教常任委員会における審
査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、3月11日に招集いたしまして、5名の委員全員出席のもと、
町長並びに副町長、関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われまし
た。

その質疑の内容から、主な内容についてご報告申し上げます。

本町で任期付職員とはどのような職務、業務をする方なのかとの質疑に、
地方公務員法の改正により、特別職について厳格化され、現在参与の設置条
例に基づき任用している特別職の参与について、4月1日から今の職責がで
きなくなる。現在の参与職を今回の任期付職員として位置づけるとの答弁が
ありました。

一定の期間とはどの程度なのか、採用はどのようにするのかとの質疑に、最長5年、国の指定でもある高度な知識、経験またはすぐれた見識を有する方を選考するとの答弁がありました。

特別職はどのように厳格化されたのか、なぜ井手町の参与職は特別職に当たらないのかとの質疑に、地方公務員法の改正により、4月1日から特別職は助言、調査、診断などに限定され、採決権がなく、非常勤であることが前提となる。井手町の参与職は常勤の職員と同様の勤務であり、新庁舎の件などでもリーダーシップをとっていただき、着実に進んでいることを鑑みると、井手町にとって必要な職であり人材であることから、条例を提案しているとの答弁がありました。

政治的な中立性の問題はどうかとの質疑に、一般職の職員となるので、中立性の配慮が必要となるとの答弁がありました。

特別職から一般職に変わるということで、退職金の扱いは。現在の参与は特別職だが、3月末で退職となると、退職金はあるのか。今回採用されると、今度やめるときの退職金の扱いはとの質疑に、今、特別職であるが、現在も一般職の扱いであり、3月末は一般職としての退職金を支払う。また、次は当然一般職なので、一般職として退職金を支払うとの答弁がありました。

また、討論において、高額な報酬で特別職以上の待遇の一般職ができるのは余りにも異例であり、任期が何年になるかわからないのは賛同できないとの反対討論がありました。

次に、採決を行いました結果、議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件は、賛成多数で原案のとおり可決するべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

議長（岡田久雄）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） ただいま議題になっています議案第 1 号に反対の立場で討論いたします。

2008 年 3 月に、井手町参与の設置に関する条例が賛成多数で制定されました。当時は人口 8,500 人、収入役も含めて 4 人特別職がおられる中で、入札改革や都市計画事業に当たっていただく臨時の職だけれども常勤とするという 5 人目の特別職が、議会の同意も必要のない職として定められました。その後、長く参与はおられなかったのですが、2018 年の 7 月に今の参与が就任されました。2008 年の場合も今回も、京都府の土木事務所長を退職後の就任で、いわゆる天下りです。

この条例は、地方自治法で特別職について厳格化が図られ、現行の参与職が認められないことから、特定の人物を参与職から横滑りさせるために設けられるもので、本来の任期付職員の趣旨とは合わないのではないのでしょうか。地方自治法上認められないとなった常勤の特別職と何ら変わらないもので、余りに変則的な任用ではないのでしょうか。57 万円という破格の給与、退職金も出るというようなことであれば、議会の同意が必要な副町長として迎えるのが筋ではないのでしょうか。今や本町の人口は 7,400 人にまで減少していますから、副町長をふやすということもできません。

町長が建設事業に詳しい補佐役が必要だというふうに判断をされるのであれば、従来の副町長が果たしていた役割も町長がしっかりと果たしていただき、任期付職員としてではなく、新しく建設事業にかかわる副町長を迎えるのが筋ではないかと考えますので、反対をいたします。

議長（岡田久雄） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 丸山久志議員。

7 番（丸山久志） ただいま議題となっております議案第 1 号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件について、賛成の立場で討論をいたします。

本町では、JR 奈良線高速化・複線化第 2 期事業や玉水駅橋上化をはじめとするその関連事業、新庁舎の建設や国道 24 号城陽井手木津川バイパス整備、さらに、商業施設をはじめとする企業誘致など、井手町の将来を左右する非常に重要な時期であることから、ここ数年、事業部門専門の特別職を設置しながら、これらの事業を積極的かつ着実に進められてきております。

今回、特別職の設置について厳格化する地方公務員法が改正されたことに伴い、現行の参与の設置条例を廃止しつつ、高度の専門的な知識またはすぐれた識見を有する者を、即戦力として任期付職員を任用することができる条例を制定することにより、重要な時期に来ているそれぞれの事業を引き続き実現に向け積極的に取り組むための有効なものであると考えられます。また、今後においても複雑多様化するさまざまな行政需要が増加すると考えられる中、即時に対応するための人材を的確に任用することができることは、公務の効率的かつ適正な運営を推進するものであると考えます。

以上のことから、議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件について、賛成をいたします。皆様のご賛同をよろしく願います。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第1号、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、井手町森林整備等基金条例制定の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 木村武壽産業厚生常任委員会委員長。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。

ただいま議題となっております議案第2号、井手町森林整備等基金条例制定の件につきまして、産業厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

本委員会は、3月11日に招集いたしまして、4名の委員出席のもと、町長並びに参与、関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われました。

その質疑の中から、主な内容についてご報告申し上げます。

年間どれくらいの積立額で、どのような事業を行うのかとの質疑に、令和2年度は137万7,000円の譲与を見込み、同額を積立金にする。事業を構築するには計画策定や意向調査、境界確定などに1,000万円以上の委託料がかかり、慎重な財源を効率的に執行していくため、来年度は基金積み立てを実施し、府、関係機関等の実施状況を踏まえ、今後の取り組みを検討していくとの答弁がありました。

財源である森林環境税、国税を国民からどれくらいの金額が徴収されるのか。また徴収方法はどの質疑に、令和6年度から個人住民税均等割の上乗せとして1,000円が徴収され、全国で納税義務者が6,000万人見込まれ、年間約600億円の税収が想定されているとの答弁がありました。

町内の森林面積について、国、町、民間の割合について。また、環境税は民間にも利用できるのかとの質疑に、町内の総面積が1,804ヘクタール、うち森林が1,114ヘクタール、62%、うち国有林は242ヘクタール、22%、残りを民有林と区分し、民有林の中で公有林の井手町等が168ヘクタール、15%、私有林704ヘクタール、63%となっている。森林環境譲与税は森林整備全般にも充てられ、民有林、町有林にも対象になるが、まだ優先順位は決まっていないとの答弁がありました。

そのほかとしまして、この条例の全般にわたる質疑が熱心に行われました。

次に、討論はなく、採決を行いました結果、議案第2号、井手町森林整備等基金条例制定の件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告いたします。

以上です。

議長（岡田久雄）　これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第2号、井手町森林整備等基金条例制定の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算から、日程第11、議案第21号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 西島寛道予算特別委員会委員長。

4番(西島寛道) 4番、西島寛道。

ただいま議題となっております議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算から議案第21号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算までの8件の議案につきまして、本予算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月11日の3月定例会におきまして、議員全員をもって構成する予算特別委員会が設置され、令和2年度の8件の当初予算が付託されたものであります。

本予算特別委員会は、3月16日、18日の2日間にわたり、町長並びに関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

次に、審査内容の報告等に入りますが、議員全員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容等の報告並びに討論の報告は省略させていただきますので、よろしく申し上げます。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本予算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算、議案第15号、令和2年度井手町国民健康保険特別会計予算、議案第18号、令和2年度井手町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号、令和2年度井手町介護保険特別会

計予算の4議案につきましては、賛成多数をもちまして原案のとおり可決すべきものと決し、議案第16号、令和2年度井手町水道事業会計予算、議案第17号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、議案第20号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計予算、議案第21号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算の4議案は、いずれも賛成全員をもちまして原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（岡田久雄）　これで委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　ただいま議題になっています議案第14号から第21号の8議案のうち、議案第14号、井手町一般会計予算、第15号、井手町国民健康保険特別会計予算、第18号、井手町後期高齢者医療特別会計予算、第19号、井手町介護保険特別会計予算の4議案に反対、第16号、井手町水道事業会計予算、第17号、井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算、第20号、井手町公共下水道事業特別会計予算、第21号、井手町多賀財産区特別会計予算の4議案に賛成の立場で討論をいたします。

昨年10月の消費税増税で、10月から12月期にはGDPが年率で7.1%も落ち込むなど、景気後退が顕著です。そこへ新型コロナウイルス感染症の拡大で、世界的にパンデミックの状況となり、東京オリンピックも延期される事態となっています。感染症への健康面での不安だけでなく、行動自粛で経済活動への影響も大きく、突然の一律休校の要請で、子どもたちや保護者の日常にも影を落としています。

町が備蓄しているマスクは、介護施設や医療機関、学童保育所などだけでなく、緊急に各家庭にも配布をするべきです。今、緊急で抜本的な医療保健衛生対策、消費税5%への引き下げなどの経済対策が求められているときに、

井手町の新年度予算は全く不十分で、緊迫感に欠けるものとなっています。

一般会計では、町会議員の報酬が月額4万円、20%も引き上げられます。期末手当や共済費なども加えれば、総額1,000万円もの影響です。特別職報酬審議会は開かれましたが、公募による委員も募集されず、開催通知も公表されず、傍聴も認められていません。まさに住民の知らないままの引き上げであることも重大です。これまでの参与という特別職が廃止されますが、結局は、同一人物を57万円という大変高額な給与の一般職任期付職員に採用します。これでは特別職が4人いるのと変わりありません。井手町のような小さな町で必要なことでしょうか。会計年度任用職員の制度が始まります。有給休暇の取得方法の改善や期末手当の支給など、前進面もありますが、結局、最低賃金に限りなく近い低い報酬額で、いつでも人数調整弁にされる不安定な働き方は変わりません。本町では、正規職員106人に対して、会計年度任用職員はその倍近い207人を予定しており、まさに官製のワーキングプアによって役場が支えられている状況でいいのでしょうか。

国民健康保険会計では、医療費の低下で京都府への納付金額が4,600万円も減額になるのに、保険税の減額につながっていません。そもそも、全く収入のない子どもにまで頭割りで国保税をかける人頭税的やり方は過酷過ぎます。ことしは国保証の更新の時期を迎えています。6カ月間の短期証の対象者には国保証が郵送されていません。新型コロナウイルス感染症拡大で住民の健康不安が増す中、手元に保険証がないという状況は、さらに不安を増大させます。厚労省は、資格証明書しかお持ちでない方も10割負担にはせず、本来の自己負担割合で帰国者・接触者外来を受診できるようにと事務連絡をしていますが、この趣旨を生かすならば、短期証もとめ置きせず即座に郵送することを求めます。

後期高齢者医療会計では、2年ごとの保険料の見直しで、1人当たりの保険料が一気に年額1万円近く引き上げられます。低所得者のための特例軽減の見直しで、80万円に足りない年金しかない方が、ことしは昨年の2倍の保険料、新年度は3倍になります。年齢によって医療を差別化し、これまで家族に扶養されていた低所得の高齢者にまで保険料を徴収する制度は、まさにうば捨て山です。一刻も早く制度を廃止すべきです。

介護保険会計では、介護保険制度にある事業でも介護度の低い人は利用できない制度になっています。町の側は基準を緩和したサービスの担い手をつ

くる施策を進めようとしています。サービスを受ける側の方々はプロの支援を受けたいという要望があるのに、ミスマッチです。何のため、誰のための介護保険なののでしょうか。福祉用具購入に関しては、自己負担額だけを支払えば済む受領委任払い制度を早急に導入するよう求めます。

以上の理由から、議案第14号、第15号、第18号、第19号の4議案に反対、第16号、第17号、第20号、第21号の4議案に賛成いたします。

議長（岡田久雄） ほかにありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） ただいま議題となっております令和2年度井手町一般会計予算並びに特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

令和2年2月の月例経済報告によりますと、我が国経済の基調判断として、現状については、景気は、輸出が上向く中で、製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているも、緩やかに回復しているとされています。また、先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるが、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、通商問題をめぐる動向等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響にも留意する必要があるとされています。

こうした状況の中、本町の令和2年度の当初予算は68億3,200万4,000円であり、早くから取り組まれていた行財政改革の効果をはじめ、例年どおりの既定経費のさらなる合理化と財政の重点化、効率化に配分されるとともに、これまで積み立ててこられた各種基金を有効に活用するなど、住民参画のもと、透明性の高い行財政運営を目指した予算編成となっております。

令和2年度一般会計予算は40億9,200万円であり、従前からの継続事業にも十分配慮されつつ、新規事業にも積極的に取り組む予算が計上されています。

新年度予算案の主な事業として、総務費では、地域のまちづくりや町の行政運営を総合的、計画的に進めるための第5次総合計画策定業務、利便性向上のためJR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、また新庁舎建設に

向けて、新庁舎等建設用地購入費用や新庁舎等基本設計・実施設計業務が予算計上されています。また今回、空き家対策と定住促進を図るため、空き家再生支援に加え、首都圏からの移住者に対し支援金を支給する首都圏人材京都還流促進事業が新たに予算計上されています。

民生関係では、従来からの継続事業でもある、町内に居住する70歳以上の方を対象に、本人が所有する自動車への急発進防止装置取り付けの補助や障害者自立支援事業費、老人クラブ活動助成、バリアフリー整備、福祉タクシー事業など、障がい者、高齢者に対する数々の充実した支援施策のほか、新たに老人福祉センター賀泉苑の空調設備の更新、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための医療費助成や病児保育事業、子育て支援、チャイルドシート等購入費補助のほかにも、安心・安全な保育を目指すため、いづみ保育園の保育室の床材の改修を行うなど、各世代に配慮した予算が計上されています。

衛生関係では、産婦及び乳児に対し、助産師が保健指導などを提供する産後ケア事業をはじめ、住民の疾病予防や健康づくりのための各種健診事業の実施、環境対策として、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進のための薪ストーブ等設置補助や住宅用太陽光発電システム等設置補助などの事業が予算計上されています。

農林関係では、新たに、農業者が営農を継続して農地の持つ多面的機能の維持向上を図るため、維持管理費用の一部を支援する地域営農継続支援事業や有害鳥獣駆除、新規就農者確保対策事業や、農地の利用の適正化を図るため、良質米出荷奨励事業、また森林や里山の景観を守るための森林整備事業などが予算計上されています。

商工費では、商工業の振興を図るための町商工会振興事業や充実した施設運営ができるよう、いでちょう百縁商店街事業補助、地域の消費喚起と住民の生活支援策として、井手町商工会実施のプレミアム付き商品券発行事業への補助、また新たに、新庁舎に対する道の駅的休憩施設の開設に伴い、地域が主体となり施設運営に向けた準備を進めるための支援事業の委託費用として、道の駅的休憩施設開設準備事業にも予算計上されています。

土木費では、国道24号城陽井手木津川バイパスアクセス道路整備事業による住宅地の拡大の産業振興、防災機能強化などの効果を町内全域に行き渡らせるための東西道路の整備を行う測量業務、令和3年4月開校予定の府立

特別支援学校への登校路線の道路整備、井手地区町営住宅建てかえ事業や南団地3号棟の町営住宅バリアフリー改修、町営3カ所の公園整備など、地元の協力を得ながら、住民の暮らしを守るための周辺整備に多く予算を計上されています。

消防費では、災害に強いまちづくりのために、消防団資機材購入や防災広場整備、消火栓ボックス設置、備蓄物資購入のため、ほかにも自主防災組織、消防団、行政との連携による防災訓練など、計画的に実施するための予算計上をされております。

教育関係では、泉ヶ丘中学校の生徒の学力向上のための数検チャレンジ推進事業や英検チャレンジ推進事業、また児童・生徒の学習意欲を高めるための教育情報化推進事業をはじめ、ジョイントアップ推進事業やチャレンジ学習事業、泉ヶ丘中学校国際交流・海外派遣事業など、教育環境充実のための予算計上がされています。また、保護者負担の軽減を図るため、給食費の完全無償化や修学旅行費援助、多賀地区生徒の通学費援助など、多くの支援が予算計上されています。また、今回新たに、町民体育大会において、する、見る、支えるといった多面的な視点から大会のより一層の充実を図るため、井手町スポーツ協会への補助についても予算計上されています。

以上のように、今回の予算案を見るに当たり、多岐にわたる住民要望に応えられ、安心・安全のまちづくり、防災、福祉、教育に重点を置いた予算編成となっております。

また、特別会計につきましては27億4,000万4,000円で、医療、介護、高齢福祉など、住民が安心して暮らせるための予算となっており、上下水道についても、快適な生活環境を維持、充実するための予算となっております。

以上、少子高齢化が進み、財政状況が厳しい中、また、新型コロナウイルス感染症に端を発する国際情勢に不透明さがある中、本町として、町の発展のために大変努力していただいている充実した予算編成であると確信いたします。

以上のことから、令和2年度一般会計並びに特別会計の予算に賛成いたします。

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和2年度井手町一般会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 举手多数です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第15号、令和2年度井手町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 举手多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第16号、令和2年度井手町水道事業会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 举手全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第17号、令和2年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 举手全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第18号、令和2年度井手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は举手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 举手多数です。したがって、議案第18号は委員長の報

告のとおり可決されました。

これから、議案第19号、令和2年度井手町介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第20号、令和2年度井手町公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第21号、令和2年度井手町多賀財産区特別会計予算を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(岡田久雄) 挙手全員です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第22号、令和元年度井手町一般会計補正予算(第6回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) それでは、議案第22号、令和元年度井手町一般会計補正予算(第6回)につきましてご説明申し上げます。

令和元年度井手町の一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の

総額に歳入歳出それぞれ365万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,427万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

それでは、3ページをごらんください。第2表繰越明許費補正でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、新型コロナウイルス感染拡大防止事業250万円、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルス感染拡大防止事業15万円、10款教育費、4項社会教育費、事業名、新型コロナウイルス感染拡大防止事業100万円。

次に、7ページをごらんください。歳入歳出事項別明細書にてご説明申し上げます。

歳入であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金、今回412万6,000円を追加し、計3,227万8,000円、児童福祉費補助金の412万6,000円であります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回47万6,000円を減額し、計1億1,133万2,000円、財政調整基金繰入金の47万6,000円の減であります。

次のページをごらんください。

歳出であります。3款民生費、2項児童福祉費、2目保育園運営費、今回150万円を追加し、計2億1,832万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の150万円であります。備品購入費の150万円あります。4目子育て支援センター運営費、今回100万円を追加し、計1,331万9,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の100万円あります。備品購入費の100万円あります。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健費、今回15万円を追加し、計862万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の15万円あります。備品購入費の15万円あります。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、今回100万円を追加し、計4,176万8,000円、財源内訳といたしまして、国・府支

出金の147万6,000円、一般財源の47万6,000円の減であります。備品購入費の100万円であります。

以上、簡単であります。説明にかえさせていただきます。

議長（岡田久雄）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　まず5ページですが、今回、新型コロナの感染防止に国の方から、4ページでいうと412万6,000円補助金があるわけです。5ページに、歳出の方が365万円というふうになってまして、国は412万6,000円くれるのに、町の歳出の予定は365万というのは、これ、いいんですか。これだけ使いなさいといってくれはるものを、47万6,000円一般財源の減額になっているんですけれども、国からいただくお金の使い方の仕組みというのは、どうなっているのでしょうか。

具体的に歳出の方でお伺いします。8ページ、それぞれ保育園や子育て支援センターや、母子保健ということは保健センターですか。社会教育ということは学童保育の方でしょうか。何を買われる予定なのか。

それと、ずっと申していますが、備蓄のマスクを早く家庭に配ってほしいという声を何件もお聞きしているんですけれども、一般質問でその話をさせてもうたのが3月9日で、もう25日ですけど、結局、家庭へは回らないのかどうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）　谷田みさお議員の1点目の歳入のご質問についてお答えいたします。

今回の予算の繰入金の47万6,000円につきましては学童保育に係る賃金の分でございます。その費用につきましては、早急に対応するために既存の予算で既に対応しております。ですので、この47万6,000円につきましては、国庫支出金に財源組み替えという形になりますので、今回マイナスの47万6,000円ということで計上しているわけでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

今回、保育所等、児童福祉施設におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することを目的といたしまして、保育園といたしましては空気清浄機の購入を考えております。支援センターといたしましては空気清浄機、あと非接触式の体温計、自動消毒液の噴霧器等を購入することを考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 小山保健センター所長。

保健センター所長(小山 烈) ただいまの谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

保健センターでは、感染リスクを減らすために、医療用の非接触型の赤外線体温計の購入を考えております。現在、保健センターには電子体温計が23台ありますが、平成13年に購入したものがほとんどで、大分故障してきております。今回のコロナ対策といたしまして、感染リスクを減らすために、7台分の医療用非接触型の赤外線体温計の購入を予算計上しております。内訳といたしまして、保健センターの子どもの健診及び相談事業の5台分11万円と、新生児訪問時等の2台分4万円と考えております。

以上となります。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 平間社会教育課長。

社会教育課長(平間克則) それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

社会教育総務費につきましては、放課後児童クラブの分でございます、井手クラブ、多賀クラブ、それぞれに空気清浄機、赤外線体温計、自動手指消毒器、こちらの方の購入を予定しております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(岡田久雄) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) 家庭へのマスクの配布のご質問であります、本町に

おける備蓄は、当初の一般質問のご答弁で申し上げたとおりでありまして、現在、京都府から配付されましたマスク、消毒液等を高齢者施設、障がい者施設等に、また放課後児童クラブ等に配っております。それらを配ってどれだけでもつのかということではありますが、対策本部で検討いたしまして、4月いっぱいにはもちそうだとということではありますが、それ以降については見通しが立たないということでもありますので、そのときに備えて、保育園並びに今申し上げた各施設についても対応する必要がある可能性がありますので、本町においては、家庭への配布については考えておりません。

以上です。

議長（岡田久雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 賛成の立場で討論を行います。

国も緊急にさまざま予算化しているわけで、対応を迅速にさせていただかなければいけないと思うんですけども、家庭にマスクは配布しないということなんですが、府からいただいた分が4,000枚さらに追加があったと副町長からもお聞きしましたし、そうしますと、4万枚を超えるような数があるわけです。それはもちろん保育園にも置いとかなあきませんよ。せやけど、今どこにも売ってないわけで、皆さんお困りで、いろいろ相談もあるわけです。そうしますと、仕方がないので、役場の窓口で毎日1枚ずつもらいに来てもらわなきゃあないかと思ったりするんですけども、今、緊急で、どこにもないので、それは、今持っている分は、家庭の方にも配分を考えながら出していただきたい。いつ使うんですか。国内でも生産をするところもふえてきていますから、今後の見通し、徐々にそれはふえてくると思います。

だから、やっぱり今が大事なので、今ない家庭に、家庭で不安な気持ちで過ごしたはる方にはわずかずつでも配布していただきたいという要望を申し上げて、賛成します。

議長（岡田久雄） これで討論を終わります。

これから、議案第 2 2 号、令和元年度井手町一般会計補正予算（第 6 回）を採決します。

議案第 2 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、発議第 1 号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を議題とします。

発議第 1 号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（岡田久雄） 中坊議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。提出者、井手町議会議員、中坊 陽、賛成者、井手町議会議員、西島寛道。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

意見書を読み上げて提案理由といたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書。

中華人民共和国に端を発した新型コロナウイルスは、急速に感染範囲を広げ、わが国をはじめ多くの国と地域において死者を含め多くの感染者が発生している。

現在、わが国において、3 月 1 8 日現在で約 1 6 0 0 名の感染者が発生し、その数は日増しに増加の様相を見せている。

感染の状況が時々刻々と変化し、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしているため、早急な対応が強く求められている。

よって、国におかれては、国民の安心・安全を確保するとともに、不安を解消するため、感染の拡大防止に向け、地方自治体と連携・協力し、国民生活への影響を最小限に抑えるよう、以下の対応に全力を挙げて取り組むよう強く求める。

記。1、国内における感染拡大の防止に努め、感染者への徹底した追跡調査を行い、個人情報等に配慮しながら、迅速で正確な情報提供を進めること。

2、相談窓口の周知徹底を図るとともに、相談体制や検査実施等の強化充実を図ること。

3、感染症指定医療機関の診療体制に万全を期すこと。

4、観光産業及びその関連産業等に対する風評被害の対応、緊急の資金融資等の支援及びその周知を速やかに進め、経済への影響を最小限にとどめるよう努力すること。

5、必要な国庫負担等について、速やかに措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月25日、京都府井手町議会。

提出先、衆議院議長、大島理森様、参議院議長、山東昭子様、内閣総理大臣、安倍晋三様、内閣官房長官、菅義偉様、財務大臣、麻生太郎様、総務大臣、高市早苗様、厚生労働大臣、加藤勝信様、農林水産大臣、江藤拓様。経済産業大臣、梶山弘志様、国土交通大臣、赤羽一嘉様。

以上です。

議長（岡田久雄） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（岡田久雄） 挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久雄） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お

手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第15、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久雄) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、令和2年3月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時55分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 岡 田 久 雄

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 みさお